

煙火火薬庫「保安検査」事前調査票

作成者職・氏名

連絡先電話番号

事業所名		代表者職・氏名		
事業所所在地				
電話番号		ファックス番号		
取扱保安責任者	資格	正 (甲・乙)	副 (甲・乙)	
	氏名			
煙火火薬類の所在地				
煙火火薬庫	許可火薬類の種類	許可貯蔵量 kg	定期自主検査実施日	
号棟			年度	
号棟			第1回 年 月 日	
号棟			第2回 年 月 日	
号棟				
第1種保安物件名	第2種保安物件名	第3種保安物件名	第4種保安物件名	
法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	
申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	
実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	
検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	規則 2 4条 1 号	湿地を避けた位置とする。	地盤の湿気の状態を確認すること。	適 ・ 否
構造	同 2 8 条 1 号 及び 2 号	鉄筋コンクリート造 (壁厚10センチ以上) 補強コンクリートブロック造 (壁厚20センチ以上) 平屋建で堅牢高位で排水に留意する。	ヒビ割れ、風化等がないこと。 排水溝の詰まりがないこと。	適 ・ 否
扉	同 2 8 条 1 号 の 2	入口の扉は二重扉、外扉は3センチ以上の鉄板で適当に補強、外扉、内扉に錠を付ける。	鉄扉の腐食、塗装の剥げのないこと。 錠が適切であるかを確認すること。	適 ・ 否
検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
通気孔	規則 2 8条 3 号	金網張り、火薬庫の大きさに応じて床下に2個以上、幅20センチ以上の場合は約5センチ間隔で直径1センチ以上の鉄棒を入れる。	金網等の破損がないこと。	適 ・ 否
土堤等	同 2 8 条 4 号	最大2メートルを超える場合は土堤又は簡易土堤。 2メートル以下の場合は土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲む。	規則第31条 (土堤)、第31条の2 (簡易土堤) 第31条の3 (防爆壁) の構造等の基準に適合していること。	適 ・ 否
床	同 2 4 条 7 号	床面は板張りで鉄類を表さない。	床板の割れ、釘の浮きがないこと。	適 ・ 否

換気孔	同 2 4 条 8 号	金網張り、火薬庫の 大きさにより天井に 1 個以上、両つまに 各 1 個付ける。	換気孔の金網の破損がないこと。	適 ・ 否
暖房	同 2 4 条 9 号	暖房の設備を設けた 場合は温水以外のも のは使用しない。	温水以外の熱源を使用していないこと。	該当無し 適 ・ 否
照明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は 防爆式電灯、配線は 金属線ピ工事、金属 管工事、がい装ケー ブル工事とする。自 動遮断機、開閉器は 庫外に設置する。	防爆式電灯であること。スイッチ 等は庫外にあること。	該当無し 適 ・ 否
屋根	同 2 4 条 1 1 号	木造、屋根の外表面は 金属板・スレート板・ 瓦等の不燃物とする。	雨といの破損、詰まりがないこと。 雨もりがないこと。	適 ・ 否
避雷装置	同 2 4 条 1 2 号	避雷装置を設ける。	平成 2 7 年経済産業省告示第 1 4 5 号の基準に適合していること。	適 ・ 否
警戒・ 消火設備	同 2 4 条 1 4 号	警戒札及び貯水槽の 設置、境界に沿って 2 ㎡以上の空地を設 け、境界に有刺鉄線 等を張る。	境界柵に破損がないこと。 警戒札（「煙火火薬庫」「火気厳 禁」等）は明確であること。空地 に燃えやすいものが堆積してい ないこと。十分な消火用水と消火 用器具は整然と用意されている こと。	適 ・ 否

◆土堤の場合

検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	同 3 1 条 1 号	土堤の内壁の堤脚 から棟の外壁まで 1 ㎡以上の距離に おいてできるだけ 接近して構築す る。	堤脚と外壁との間の距離を確 認すること。	適 ・ 否
出入口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口 の場合は、平面図に おいて棟の本屋から 外方に引いたすべ の直線が土堤の頂上 の線と交さずする。	当該工室又は火薬庫等が見通 して見えないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入 口の場合は、平面図 において棟の外壁か らトンネルの方に引 いたすべの直線が トンネルの壁の線と 交さずする。	当該工室又は火薬庫が見通し て見えないこと。	適 ・ 否
勾配等	同 3 1 条 4 号	土堤は 4 5 度以下の 勾配とする。 高さは煙火火薬庫の 場合は軒高(1.5 ㎡未 満の場合は 1.5 ㎡)、 その他の火薬庫及び	構造が許可を受けずに変更され ていないこと。	適 ・ 否

		一時置場にあつては屋頂の高さ以上とする。 頂部の厚さは1寸以上とする。		
土留め	同 3 1 条 5 号	土堤の堤脚をやむを得ず土留めするときは、土堤の高さの1/3以下とする。 内面の土留めの材料は、爆発の際、軽量の飛散物となるものを使用（煙火火薬庫の場合は除く）。	土留めの腐朽等がないこと。 木材、プラスチック剤、軽量骨材を使用したものであること。	適 ・ 否
通路	同 3 1 条 6 号	2棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土堤面	同 3 1 条 7 号	土堤面に芝草類又はセメントモルタルで被覆する。	芝草が剥けていないこと。 枯草がないこと。	適 ・ 否

◆簡易土堤の場合

検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	同 3 1 条 1 号	土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで1寸以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	堤脚と外壁との間の距離を確認すること。	適 ・ 否
出入口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さずする。	当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さずする。	当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。	適 ・ 否
勾配等	同 3 1 条 の 2 1 号	土堤の勾配は75度以下とする。 土堤の高さは、軒までの高さ(1.5寸未満の場合は1.5寸)以上とする。 頂部の厚さは60寸以上とする。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土留め	同 3 1 条 の 2 2 号	爆発の際、軽量の飛散物となる側壁板及び支柱を用いて堅固な土留めとする。	土堤内の土、砂が十分に満たされていること。 土圧により、板が破損していないこと。 材料は木材、プラスチック材、軽量骨材を用いたセメント板であること。	適 ・ 否

通路	同 3 1 条 6 号	2棟以上が隣接し、 中間土堤を兼用する 場合は、この土堤に 通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更され ていないこと。	適 ・ 否
土堤頂部	同 3 1 条 の 2 3 号	頂部は板等で覆い、 できるだけ雨水が浸 入しない構造とす る。	板の乾燥により、隙間が大きくな っていないこと。	適 ・ 否

◆ 防爆壁の場合

検査項目	告示	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	昭 和 3 5 年 告 7 6 号 第 1 号	内面の壁脚から煙火 火薬庫の外壁まで、 2 ㎝以上の距離にお いてできるだけ接近 して構築する。	位置が許可を受けずに変更され ていないこと。	適 ・ 否
構造	同 2 号	鉄筋コンクリート造 又は補強コンクリ ートブロック造で、基 礎は堅牢に構築す る。	基礎部が露出していないこと。	適 ・ 否
高さ	同 4 号	煙火火薬庫の場合は 軒高以上、爆発の危 険のある日乾場では 2.5 ㎝以上。	位置が許可を受けずに変更され ていないこと。	適 ・ 否
壁の厚さ	同 4 号	鉄筋コンクリートの 場合 ・ 煙火火薬庫におい ては 1 5 ㎝以上 ・ 爆発の危険のある 工室、火薬類一時置 場、爆発の危険のあ る日乾場においては 1 0 ㎝以上。 補強コンクリートの 場合 ・ 煙火火薬庫におい ては 2 0 ㎝以上 ・ 爆発の危険のある 工室、火薬類一時置 場、爆発の危険のあ る日乾場においては 1 5 ㎝以上。	構造が許可を受けずに変更され ていないこと。 壁面にヒビ割れ、風化がないこ と。	適 ・ 否
緩衝措置	同 5 号	出入口の外に更に防 爆壁を設ける等、直 接の爆風波が外にで ない措置をする。	当該工室又は火薬庫が見通して 見えないこと。	適 ・ 否